博士論文(要約版)

個人・集団・社会の相互作用を考慮した犯罪予防行動の規定因

システム情報工学研究科 社会工学専攻 社会工学学位プログラム

讃井 知

2021年 9月

我が国では、犯罪発生後の取り締まりや刑事司法手続きは公的機関に担われるが、その未然予防に関しては、一般市民の私的な取組みが果たす役割が大きい。特に平成中期以降、身近な他者や地域の防犯性の向上にむけ、任意の集団である防犯団体や個人による犯罪予防行動が活発に行われてきた。中でも個人による犯罪予防行動は、従来型の集団で行う犯罪予防行動に比べ、活動頻度や内容の自由度が高く、また多様な犯罪抑止場面での効果が期待できることから、昨今益々その重要性が高まっている。

こうした一般市民による犯罪予防行動の喚起にむけて,犯罪に関する情報の活用に注目が集まっている。従来型の広報誌による情報発信に加え,現在では,インターネットを活用したウェブサイトや SNS の活用, Web -GIS の技術を応用して犯罪の発生状況を伝える「犯罪発生マップ」の提示やメールの配信などが全国規模で行われている。

しかし、現状の情報発信は、犯罪の発生状況や被害リスク認知を高めるための注意喚起を不特定多数に対して行っているものが主であり、エビデンスに基づいた戦略的な情報発信ができているとはいい難い状況にある。犯罪予防に効果的な行動喚起にむけては、第一に、喚起する行動と介入対象を絞ることが必要であると考えられる。

また、これまで犯罪予防における既存研究では、犯罪被害経験や、被害伝聞、犯罪不安等の、個人の犯罪に対する認知や感情要因が犯罪予防行動の規定因として主に検討されてきた。しかし、自分自身の犯罪被害を防ぐための行動である自己防衛以外の「誰かを守る」ための行動は、守護対象者との普段の関係性や、家庭内やコミュニティ内で共有された危機感などの共通意識、地域社会における自身の役割意識等の、個人がおかれた社会的な文脈が影響する可能性が高い。しかし、犯罪予防行動の喚起にあたっては行動主体が持つ社会システムに応じた介入はこれまでに検討されてこなかった。

これらのことを踏まえ、本研究では、特に個人による犯罪予防行動の促進に向けて、喚起する行動とその行動主体を明確にした上で、実証研究に基づき行動の規定因を検討する。その際、従来犯罪予防行動の規定因として指摘され、介入の根拠として行われてきた要因に加えて、社会システム(≒個人・集団・社会)ごとに、行動主体と行動が作用する対象の普段の関係性が与える影響を明らかにすることを目的とした。

本研究は、理論的な整理を行う第2章、実証的な研究に基づき検討を行う 第3~5章、結論となる第6章から構成される。第3章では社会システムの うち特定個人の二者関係(個人—個人)、第4章では地域との関わり(個人 一地域/世帯一地域),第5章では公的部門およびメディアや地域との関わりが犯罪予防行動意図に与える影響について扱う。本研究で扱う具体的な犯罪予防行動は,社会的な課題となっているにも関わらず行動促進の検討がこれまで積極的に行われてこなかった,高齢者を狙った特殊詐欺被害の1次・2次予防に関する行動と、再犯防止(3次予防)に資する行動とした。

第2章「本研究で扱う犯罪予防行動の理論的位置づけ」では、第3章~6章で扱う具体的な犯罪予防行動が置かれた現状,本研究で想定する犯罪予防のプロセス、期待される行動主体についてまとめた後、各行動の促進の際に検討するべき社会システムを具体的に定義した。その後関連する既往研究の批判的検討を行い、3~5章で検証する仮説の論点を提示した。

第3章「二者関係における犯罪予防行動」では、特殊詐欺に関して詐欺電話がかかってきた際に配偶者に相談できない人(特に女性)が多く、被害に至ってしまう問題の解決にむけて、詐欺電話遭遇時の夫婦間の相談行動の規定因について、普段の夫婦関係の視点から検討した。

2019 年 12 月から 2020 年 1 月にかけて、東京都足立区に住む高齢夫婦のみ世帯に対する質問紙調査を行った。調査の対象は住民基本台帳を用い、妻と夫の双方が 65 歳一75 歳である夫婦のみ世帯とした。抽出法は住民基本台帳に登録のあった世帯から、地区ごとの世帯数比に応じた層化無作為抽出を行った。1 世帯に対し 2 部 (妻票・夫票)の質問紙を送り、妻と夫それぞれに回答を求めた。回収にあたっては 2 部の質問紙をまとめて返信用封筒に入れ、返送するように求めた。返送された回答のうち夫婦の回答がそろっていた、874 世帯合計 1,748 名を分析の対象とした。

普段の夫婦の関係満足度や、相談相手としての信頼が詐欺電話を受けた時の相談行動意図に与える影響を仮定した仮説モデルについて、行為者一パートナー相互依存性モデル(APIM)分析で検証した結果、妻と夫の双方で夫婦の関係満足度が相談相手としての信頼を媒介し、相談行動意図に与える影響が確認された。さらに、普段のコミュニケーションや、積極的な問題対処方略は夫婦の関係満足度を有意に高めていた。この結果は、普段から夫婦のコミュニケーションや積極的な問題対処方略を心掛けることが、関係満足度に関連するだけでなく、詐欺の未然予防に対しても効果的であることを示唆する。

被害が多い女性(妻)にいて詳細にみると、詐欺の被害に遭うかもしれないという被害リスク認知は、相談行動意図を有意に規定していなかった。これは、従来の犯罪発生状況や被害事例を伝える注意喚起の情報提供だけでは、

相談行動を促すことをできないことを示唆している。また、夫の関係満足度が妻の相談行動意図を高めるパートナー効果が確認され、夫婦の関係満足度に関しては直接的には行動意図に影響を与えていなかった。このことは、家庭内で夫が作る雰囲気や重要であることや、夫に詐欺電話について相談した場合に、夫が適切な意見をくれるという状況依存性の信頼感が詐欺電話遭遇時の相談行動を規定することを示唆している。

第4章「地域における犯罪予防行動」では、詐欺電話は地区内に集中して 架電される傾向にあり、詐欺電話遭遇時の警察への情報提供は加害者の検挙、 行政や地縁組織・近隣住民への情報提供は集中的な注意喚起につながり地域 の安全性を高めることから、詐欺電話遭遇時の情報提供行動の規定因につい て、普段の地域との関わりの視点から検討した。

高齢者夫婦のみ世帯を対象とする郵送調査を行い(データは第 3 章と同様),普段の地域との関わりが,詐欺電話遭遇時の情報提供意図に影響することを想定した仮説モデルとして設定した。さらに身近な他者が与える意識や行動への影響を検討するために,配偶者との普段の関係性が地域との関わりに与える影響も加えて検証した。

調査による得られたデータは、同一世帯の二人から回答を求めたため階層性を持っており、回答の類似性が高い可能性があった。そのため、分析にあたり、まず同一世帯内の回答の類似性の評価を行った。その結果、高い類似性が認められたため推定値のバイアスを除くためにマルチレベル分析を用いた。なお、マルチレベルの共分散構造分析を用いたことにより、分析手続き上の必要性だけでなく世帯単位(世帯レベル)の因果関係と個人単位(個人レベル)の因果関係を区別した上で同時に解釈することも可能となった。

分析の結果、普段の地域との関わりが詐欺電話遭遇時の情報提供意図に与える影響について、まず個人レベルの因果モデルについてみると、全ての情報提供相手について、普段の「まちづくりへの参加意識」が情報提供意図を高めることが示唆された。さらに、まちづくりへの参加意識は情報提供の効果性の認知を高め、効果性の認知は情報提供意図を高めるという間接効果も確認された。このことからは、普段からまちづくりへの参加意識を高めておくことで、詐欺に関する情報提供行動を促す可能性があるといえる。

次に世帯レベルの因果モデルについてみると、まちづくりへの参加意識は、 行政、地縁組織、近隣住民への情報提供意図を強く規定する一方で、警察に 対する情報提供に関しては有意な影響を持っていなかった。しかし、まちづ くりへの参加意識が情報提供の効果性の認知を媒介して情報提供意図を高 める間接効果は世帯レベルでも確認された。これは、情報提供相手のまちづくりにおける位置づけに対する認識が反映されたものと解釈が可能である。つまり、警察と比べて、行政や地縁組織、近隣住は共にまちづくりを行う主体であると考えているために、主観的なまちづくりへの参加意識が寄与した可能性があり、まちづくりへの参加意識が夫婦間で共有されるとその傾向が顕著になったと解釈できる。

第5章「公的部門および社会との関わりと犯罪予防行動」では、更生支援ボランティアに対する認知・感情と、参加意図の規定因について、警察や裁判所といった統制機関や、一般に発信されるメディアの情報、地縁組織との関わりの視点から検討した。

全国の800名(男女年代同割付)を対象とするインターネット調査(研究3-1)と、大学生210名を対象とする質問紙調査(研究3-2)を行った。研究3-1では、特に人口統計学的な変数と、警察に対する信頼、刑事司法機関に対する正統性の認知、制度や加害者の再犯可能性の認知といった心理変数、更生支援活動への参加意図の関係を扱った。研究3-2では、更生支援に関連する情報との接触や知識の有無が更生支援に対する態度に与える影響を検討した。(研究3-1の内容については、要約版からは除外する。)

研究 3-2 では, 更生支援に関する認知が若年層において低い事が示された。また, 更生支援に関する情報接触や知識は直接的には活動参加意図に影響を与えていないが, 更生支援に関する会話を家族で行うことは加害者に対する不安の低減につながる可能性があること示唆された。活動参加を最も規定しているのは, 更生支援がもたらす, 活動者と加害者にとってのベネフィット認知であった。

研究 3-1 および 3-2 の結果からは, 更生支援活動への参加意図は特に当事者 (活動者および加害者) にとってのベネフィット認知により規定されることが示され, 活動の効果に関わる心理的な評価が重要であると言える。また, 単なる情報接触や制度概要的な知識は, 活動の効果に対する評価を含む更生支援に対する肯定的な態度に結びついておらず, 家族との会話等を通じて解釈されることにより態度変容に影響する可能性が示された。これらのことを踏まえると, 従来行われていた制度概要的な情報発信に加えて, 当事者の声等を含むより具体的な事例に関する情報発信や, 家族や地域において, 更生支援について考える場を設定することが, 刑事司法システムに対する肯定的な態度を促進する上で有益である可能性がある。

第6章「総合論議」では、まず、本研究で明らかになったこととして、実

証研究の方法と結果の概要まとめた後、本研究の主要な問いである、行動主体の普段の社会システムとの関わりが、犯罪予防行動意図に影響を与えるのかについて、本研究の実証研究から得られた結果を基に議論を行った。 6.1 節最終項では、実務への示唆を提言としてまとめた。本研究で提案する社会システムの相互作用の活用は、犯罪の文脈での注意喚起や直接的な依頼、サンクションだけでなく、犯罪以外の文脈での介入も可能とすることから、犯罪予防の文脈と、犯罪に限らない日常生活の文脈での介入のそれぞれを提案した。 6.2 節では本研究の課題と展望についてまとめた。